奈良県訓令第五号

各部課室
各出先機関

奈良県事務決裁規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第三号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から施行する。

平成二十三年九月三十日

奈良県知事　荒　井　正　吾

第二条中第二十一号を第二十二号とし、第十六号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。

十六　調整官　規則第三条第四項第三号に規定する調整官をいう。

別表第一部長専決事項の欄第一号、第二号及び第四号中「主幹」の下に「、調整官」を加える。

別表第三中「高等技術専門校」を「高等技術専門校　畜産技術センター」に、「消費生活センター　うだ・アニマルパーク　畜産技術センター」を「消費生活センター」に、「当該所長、うだ・アニマルパークの研究開発第二課に係るものについては副所長代理」を「、当該所長」に改める。